

## 笠間市被災者生活再建支援金について

自然災害によりその居住する住宅（以下「住家」という。）に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の適用対象とならない世帯の生活再建のため、県補助金を受けて当該世帯へ支援金を支給いたします。

## (1) 支給額

(単位：万円)

	基礎支援金		加算支援金※	
	被害区分	支給額	再建区分	支給額
複数世帯	全壊	100	建設・購入	200
	解体（半壊等）	100	補修	100
	大規模半壊	50	賃借※	50
	半壊	25	—	—
単数世帯 (複数世帯の 3/4)	全壊	75	建設・購入	150
	解体（半壊等）	75	補修	75
	大規模半壊	37.5	賃借※	37.5
	半壊	18.75	—	—

※賃貸の場合公営住宅を除く

※加算支援金は半壊では支給しない

## (2) 経費の負担割合

区分	県	市
①県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害 半壊世帯への支援	2/3	1/3
②県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害（半壊世帯を含む）	1/2	1/2

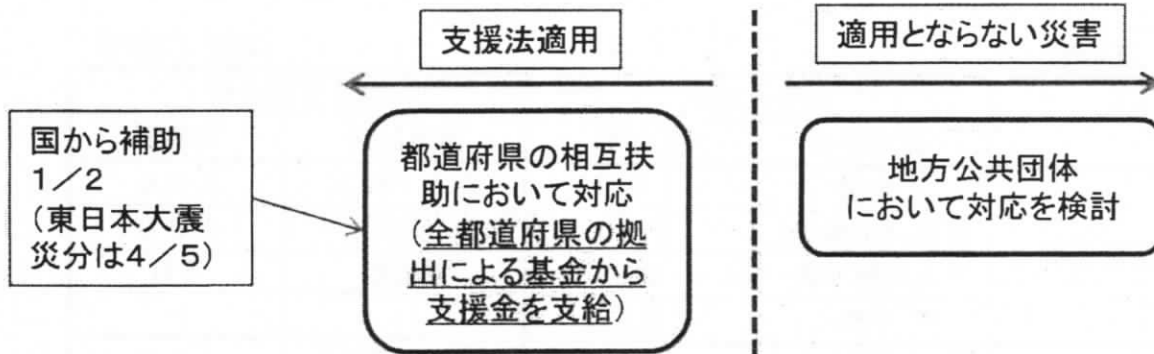
## (3) 定義

- ①自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害
- ②被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの
- ア 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- イ 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 大規模半壊世帯：当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。）
- エ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）
- ③単数世帯：自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯
- ④複数世帯：自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内